

「あおもり消防団応援の店」制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域防災力の中核として重要な役割を担う消防団を青森県全体で応援することにより、消防団員が誇りを持って消防団活動に取り組むことができる環境を整備し、消防団員の確保及び加入促進を図り、ひいては地域防災力の充実強化に資することを目的として、青森県に所在する事業所、企業、店舗、施設等（以下「事業所等」という。）が青森県内の消防団員及びその家族に対し、サービス等を提供し、支援する「あおもり消防団応援の店」（以下「消防団応援の店」という。）制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この制度は、青森県及び公益財団法人青森県消防協会（以下「県協会」という。）が相互に協力して実施するものとする。

(「あおもり消防団応援の店」に関する基本的な考え方等)

第3条 第1条の趣旨に賛同する事業所等は、消防団応援の店の登録を受けて自主的にサービス等を提供するものとする。

- 2 前項のサービス等とは、消防団員及びその家族が受けることができる利用料金や商品価格の割引、記念品や飲食物の進呈、買い物ポイントの加算をはじめとした各種サービスのことをいう。
- 3 提供するサービス等の内容及びその対象者については、各消防団応援の店が定めるものとする。
- 4 消防団応援の店の登録を受けた事業所等は、消防団応援の店であることを標榜できるものとする。

(登録)

第4条 消防団応援の店に登録しようとする事業所等は、「あおもり消防団応援の店登録申請書（様式第1号）」（以下「登録申請書」という。）を県協会に提出するものとする。

- 2 県協会は、登録申請内容が次の各号に該当しないときは、消防団応援の店に登録するものとする。
 - (1) 各種法令等に違反しているもの又はそのおそれのあるもの
 - (2) 暴力団員、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者が経営するもの
 - (3) 宗教活動又は政治活動に関するもの
 - (4) 通信販売及びインターネットによる販売など対面販売を前提としないもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事又は県協会長が適当でないとするもの

(表示証の交付及び表示)

第5条 県協会は、消防団応援の店の登録を行ったときは、「あおり消防団応援の店登録通知(様式第2号)」により当該登録をおこなった事業所等に通知するとともに、「あおり消防団応援の店 表示証(別図)」(以下「表示証」という。)を交付する。

- 2 消防団応援の店は、その見やすい場所に表示証を表示することができる。
- 3 消防団応援の店は、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、フリーペーパー、ホームページ、映像その他の広告において交付を受けた表示証の画像等を用いることができる。

(あおり消防団応援の店の公表等)

第6条 県協会は、消防団応援の店の名称、サービスの内容等について、ホームページ等により公表するものとする。

- 2 青森県及び県協会は、広報活動等を通じて、この制度に関し、県民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(消防団員カード)

第7条 県協会は、青森県内の消防団員に対し、市町村を經由して、青森県内の消防団員であることを示す「あおり消防団応援の店 消防団員カード(別図)」(以下「消防団員カード」という。)を交付する。

- 2 消防団員カードを交付された消防団員は、その裏面に所属、氏名(自署)、生年月日を記入し、自ら所持するものとする。
- 3 消防団員は、所属する消防団を退団する場合、速やかに消防団員カードを返却するものとする。また、消防団員カードの汚損や紛失があった場合は、速やかに所属する消防団事務局に申し出て、再交付を受けるものとする。
- 4 消防団員は、消防団員カードを不正に使用し、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 消防団員カードを不正に使用等して、消防団応援の店に損害を与えたときは、当該消防団員及び当該消防団員カードを不正に使用等した者が連帯して、その損害を賠償する責任を有するものとする。

(消防団応援の店の利用)

第8条 消防団員及びその家族は、消防団応援の店からサービス等を受けようとするときは、消防団員カード又は消防団応援の店が認める消防団員カードに準ずるもの

- (消防団員証等、消防団員であることを示すもの等)を提示しなければならない。
- 2 消防団応援の店は、サービスを受ける消防団員及びその家族に対して、その身分等を証明する書類の提示を求めることができる。

(登録の変更・廃止)

- 第9条 消防団応援の店は、登録申請書に記載した内容の変更又は廃止をしようとする場合は、1か月前までに「あおり消防団応援の店 変更・廃止届(様式第3号)」(以下「変更・廃止届」という。)を県協会に提出するものとする。
- 2 県協会は、変更・廃止届の内容を確認し、速やかに当該登録を変更または廃止するものとする。
 - 3 前項の規定により登録を廃止した事業所等は、速やかに表示証の掲示を取り止め、破棄しなければならない。

(登録の抹消)

- 第10条 青森県及び県協会は、消防団応援の店が、偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき又は第4条第2項各号に掲げる者に該当することが明らかになったとき、その他消防団応援の店としての登録が適当でないとき、協議のうえ当該登録を抹消することができる。
- 2 県協会は、前項の規定により登録を抹消するときは、当該事業所等に対して「あおり消防団応援の店 登録抹消通知(様式第4号)」により通知するものとする。
 - 3 前項の規定により登録を取り消された事業所等は、速やかに表示証の掲示を取り止め、破棄しなければならない。

(全国消防団応援の店への協力)

- 第11条 事業所等は、第4条の規定に基づき消防団応援の店の登録申請をするときは、公益財団法人日本消防協会の実施する「全国消防団応援の店」制度への協力を申し出ることができる。

(その他)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、消防団応援の店制度の実施について必要な事項は、青森県及び県協会が協議して定める。

附則

この要綱は、令和7年2月14日から施行する。ただし、第8条の規定は、同年3月7日から施行する。

○ 別 図

あおもり消防団応援の店
消防団員カード

(表 面)



(裏 面)

所 属	消防団 (分団・本部)
氏 名 (自 署)	
生年月日	

(あおもり消防団応援の店制度)
 ◆ サービスを受ける際には、本カードを提示してください。
 ※ サービス内容や対象範囲(本人限定、家族までなど)は、お店によって異なります。
 ※ 本分団の提供が求められる場合があります。
 ◆ 本カードを他人に貸与したり、譲渡することはできません。
 ◆ 遺失した際は、本カードを市町村に返却してください。

▼登録店、制度

あおもり消防団応援の店 表示証



事業所等が表示証を掲示する際には、ステッカー下部にサービス内容や応援メッセージを添えることを推奨。

例：「消防団員の皆さんを

会計時最大5%割引・粗品プレゼント等

のサービスや特典で応援します。」